

## 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程の改正について

### 1 改正の背景

県では行政のデジタル化の動向を踏まえ、ICT技術を活用した働き方改革、業務の効率化・高度化等の推進を図るため、押印の廃止・書面規制等の見直し・電子決裁の徹底について、全庁を挙げて取り組んでいる。

これらの取組を推進するため、原則として、全ての行政手続において、押印・書面・対面を不要とし、オンライン・ペーパーレス化を徹底し、まずは、県が独自に実施する手続で廃止可能な押印について、令和2年度中に見直しを実施することとなった。

### 2 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程の改正について

#### (1) 現行規程及び運用

第3条において、会長の指名した出席委員2名が会議録に署名する旨を規定しており、署名とあわせて押印し、郵送していただく運用を行っている。

#### (2) (1) の根拠規程の有無

法令及び条例に根拠はなく、確認したことの証明として運営規程で独自に定め、運用を行っている。

#### (3) 改正の必要性

上記1の趣旨を踏まえ、署名・押印を廃止するとともに、ペーパーレス化を図るため、会長の指名した出席委員2名が会議録を確認するよう運営規程を改正することとする。

#### (4) 確認方法

原則、メールによる確認とする。

- ・事務局から指名委員に会議録をメール送信
- ・会議録を確認した指名委員が確認した旨を事務局にメールで返信
- ・指名委員による確認後、その旨を会議録末尾に記載

※メールを使用できない場合は、郵送やFAXにて確認



兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程 新旧対照表

改正案	現 行
<p>○ 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 21 日制定 平成 31 年 3 月 20 日改正 <u>令和 2 年 月 日改正</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第 3 条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員 2 名がこれを<u>確認</u>するものとする。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 審議の概要 (4) その他必要な事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。 この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。 <u>この規程は、令和 2 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>○ 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 21 日制定 平成 31 年 3 月 20 日改正</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(会議録)</p> <p>第 3 条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員 2 名がこれに署名するものとする。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所 (2) 出席した委員の氏名 (3) 審議の概要 (4) その他必要な事項</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。 この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行する。</p>

## 兵庫県国民健康保険運営協議会運営規程（改正案）

（趣旨）

第1条 この規程は、国民健康保険事業の運営に関する条例（平成29年兵庫県条例第30号）第6条の規定により、兵庫県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、議事を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について審議等を行う場合
- (2) 議事を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第3条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員2名がこれを確認するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議の概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は公開する。なお、公開にあたっては、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 前条第1項ただし書きに該当する事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

（代理出席）

第4条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状を会長等に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。
- 3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉局国保医療課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年7月21日から施行する。

この規程は、平成31年3月20日から施行する。

この規程は、令和2年 月 日から施行する。